

平成 26 年 12 月 1 日

屋久島町地域雇用創造推進協議会

会長 安齋 清春

屋久島産海産物による新加工特産品のパッケージデザイン業務委託  
実施要領

### 1. 趣旨

屋久島町地域雇用創造推進協議会では、平成 24 年度から厚生労働省「実践型雇用創造推進事業」を屋久島町が委託し、観光と食、IT、セミナーの 3 つの柱を基に、屋久島町の雇用創出にむけた取り組みを行っている。その中で屋久島の食資源を活用した新たな特産品の開発を進めており、その製造・開発ノウハウは、公開セミナーを実施し、町内の事業主に提供し商品化へ結びつけることで、屋久島町の「自然」というイメージのみならず、新たに「食」のイメージを確立し、それに伴う農林水産業や事業主への所得向上と従事者の拡大、観光客増大に伴う観光関連業の雇用創出を図り、屋久島町全体の底上げに結び付けることを目的としている。

発注を予定している業務は、当事業にて開発された（もしくは開発中）新たな加工特産品のパッケージや商品リーフレットにおける、デザインの作成業務であり、コンセプトに基づき、屋久島町のイメージを含み、効果的なプロモーションが可能なデザインの作成を含む。

そのため、デザインに関する知識を持ち、企画力、技術力に優れ、屋久島町のイメージを合致させ、マーケティング動向を的確に捉えることができる人材を募集するものである。

### 2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 屋久島町内在住の個人、または屋久島町内に事業所がある事業主。
- (2) 参加申込み時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 3. 事業の概要

屋久島町の主要産業のひとつである漁業における屋久島産の海産物を使った新加工特産

品を効果的にプロモーションできるパッケージデザインの開発

#### 4. 業務の概要

- (1) 業務名 「屋久島産海産物における新加工特産品のパッケージデザイン業務委託」
- (2) 業務内容 新加工特産品のパッケージデザインに係る一式
- (3) 履行期限 平成 26 年 1 月 30 日

#### 5. 予算額

委託額 上限 100,000 円 (消費税別途)

#### 6. スケジュール

内 容	日 時 等	備 考
(1) 公告開始	平成 26 年 12 月 9 日 (火)	
(2) 参加申込書、及びデザイン提案書受付期間	平成 26 年 12 月 9 日 (火) ~ 平成 27 年 1 月 5 日 (月) 17 時まで	
(3) 実施要領等に関する質問受付	平成 26 年 12 月 9 日 (火) ~ 平成 26 年 12 月 11 日 (木) 17 時まで	
(4) 質問回答の公表	平成 26 年 12 月 12 日	全参加者へ公表
(5) 選定委員会	平成 27 年 1 月 6 日 (火)	予定
(6) 選定結果通知	平成 27 年 1 月 7 日 (水)	予定
(7) 契約・事業開始	平成 27 年 1 月 9 日 (金)	

#### 7. 参加申込

本企画提案に参加する意思のある者は、参加申込書を下記より提出すること。

期限内に提出のない者は、参加の意思がないものとみなし、本企画提案には参加できないものとする。

ア. 提出期間 平成 26 年 12 月 9 日(火)~平成 27 年 1 月 5 日(月)

イ. 提出場所 屋久島町地域雇用創造推進協議会 (屋久島町企画調整課内)

ウ. 提出方法 持参、郵送による。

エ. 提出書類

- ① 参加申込書 (第 1 号様式)
- ② デザイン提案書提出届 (第 2 号様式)
- ③ デザインサンプル (様式は任意。詳細はHPにて)
- ④ 同種業務のこれまでの実績 (任意提出: 他業務で製作した成果物等)

オ. 提出部数 正本 1 部 副本 4 部 (副本 4 部は複写可)

代表者の押印のあるもの

※尚、参加申込後、都合により企画提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意、A4判）を提出すること

カ. 提出場所

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 1250-3

屋久島町地域雇用創造推進協議会

担当：緒方

電話番号 0997-46-2520

F A X 0997-46-2520

電子メールアドレス info@next-yakushima.com

8. 募集内容についての質問及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、電子メールにより受け付ける。

ア. 受付期間 平成26年12月9日～平成26年12月11日

イ. 提出場所 屋久島町地域雇用創造推進協議会  
電子メール info@next-yakushima.com

ウ. 提出方法 電子メールによる

エ. 質問への回答

質問があった場合、回答は全て取りまとめた上で、参加申込みのあった者へ12月12日までに電子メールで連絡する。

9. デザイン提案書の作成要領

(1) 提出する書類の規格はA4判。

(2) デザイン提案書提出届には、デザインに対しての解説、企画したデザインのポイント、作成の背景等、提案主旨を明確に示すこと。

(本デザイン提案は、本業務における取組方針について、デザインの提案を求めるものであり、成果品の提出を求めるものではない)

(3) 屋久島町のイメージを含み効果的にプロモーションする為の基本的な考え方、キーワード、作成イメージ等を盛り込むこと。

10. 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

屋久島町地域雇用創造推進協議会会長の指名する者で組織された審査委員会において、提出された提案書等の審査を行う。

審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う、「総合評価方式」

により行い、総合得点数が最も高い企画提案を行った事業者を再委託契約候補者として選定する。

## (2) 審査項目

### ア. デザイン提案書に対する評価

審査項目	審査基準	内容
デザイン提案書に対する評価	取組方針の妥当性	本業務における取組方針・取組体制等は妥当であるか
	地域特性の把握度	屋久島町のイメージと合致し、将来性を的確に把握しているか
	業務内容	屋久島町を効果的にプロモーションできる提案内容となっているか
	提案の独自性	今までにない独自の提案がなされているか
	提案の全般	企画力が優れ、一般的にデザイン提案内容が理解できるもので、熱意・誠実さが感じられるか

#### 1 1. 提案者の失格等

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本公告に違反すると認められる場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑥ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑦ 企画提案参加者が、複数の提案書の提出を行っていた場合。

#### 1 2. 提出書類等の帰属性

本企画提案募集に際し、提出された書類等に関する権利及び事業実施による成果品に関する権利は、すべて屋久島町地域雇用創造推進協議会に帰属するものとする。

#### 1 3. その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (2) 選定結果に対する個別の問い合わせには回答しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等はすべて返却しないものとする。
- (4) 協議会は、受託者に対して、必要に応じ、業務の状況について報告を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (6) 提出された提案内容については、当該提案者に無断で二次利用しない。
- (7) 当協議会の活動内容及び事業概要については、下記ホームページを参照のこと。

屋久島マルシェ

屋久島町地域雇用創造推進協議会 <http://www.yakushima-town.jp/koyou/htdocs>